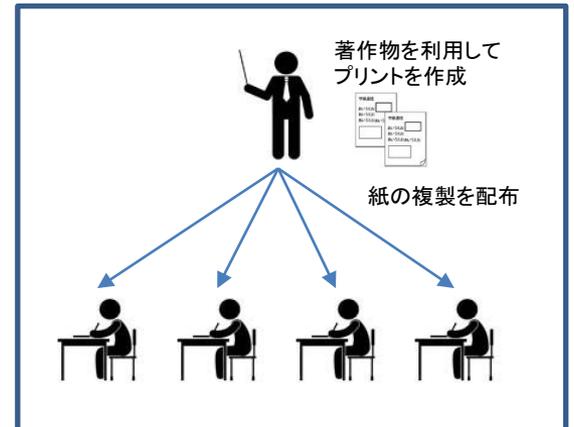
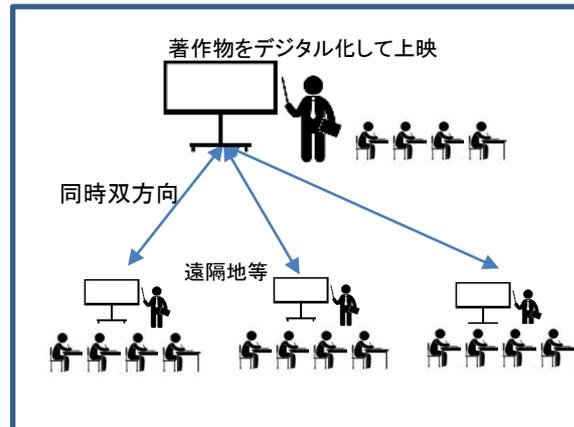
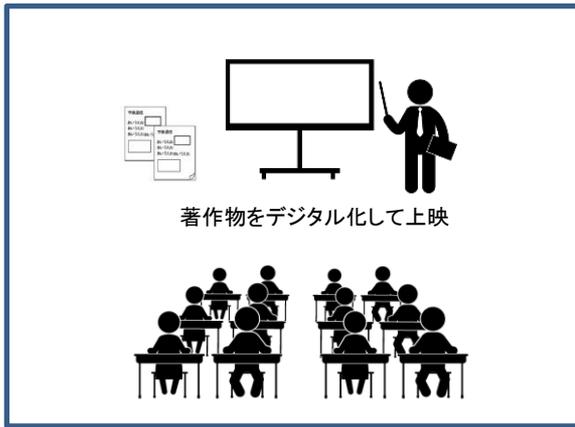


＜教育における著作物の利用についての例＞

教育利用における著作権等管理協議会

2018.12.13

<現行法下で可能な利用>

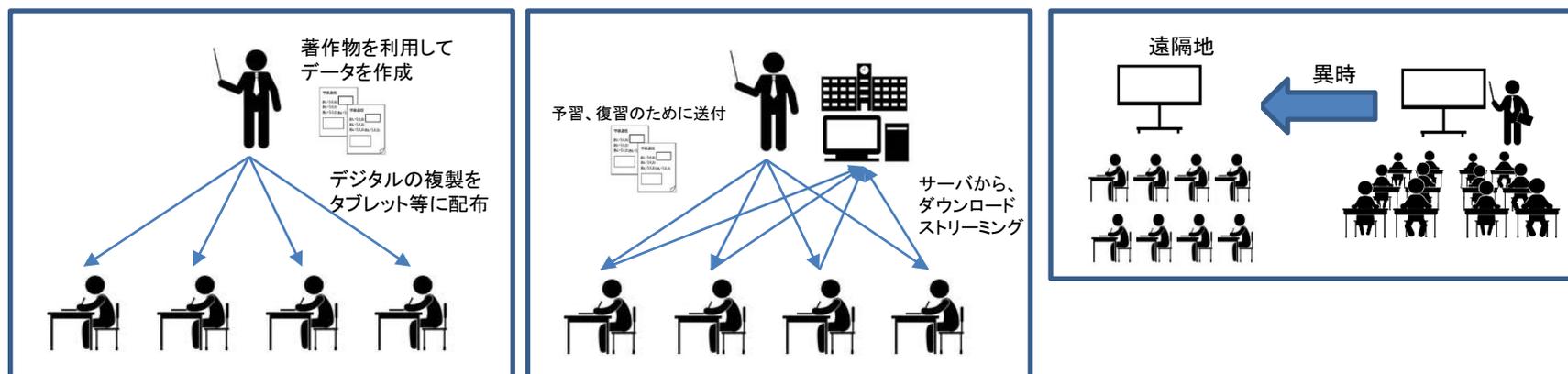


- ・自らの授業のためにデジタル化は可能。
- ・自らがデジタル化して、電子黒板に投影して利用すること(上映)は可能。
- ・自らがデジタル化した資料を、自らコンピュータ等に蓄積することは可能。

※ただし、権利者の権利を不当に害さない範囲での利用が前提。

(権利者の権利を不当に害する要件は、「著作物の種別、利用範囲」と「利用規模」がある)

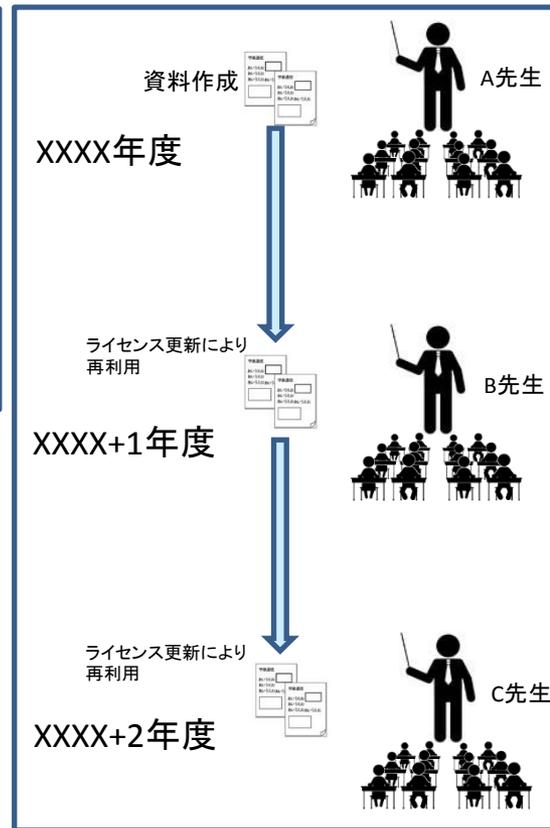
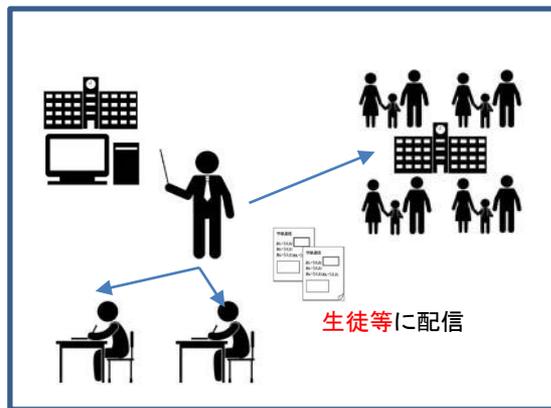
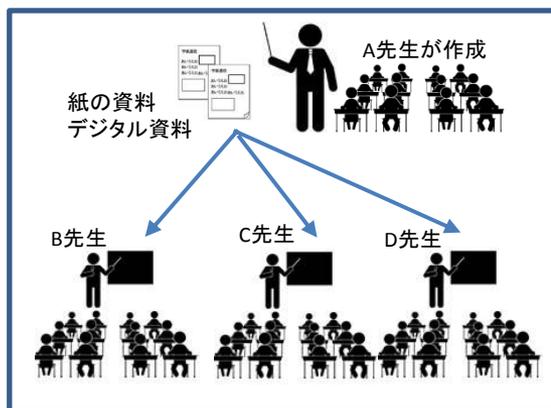
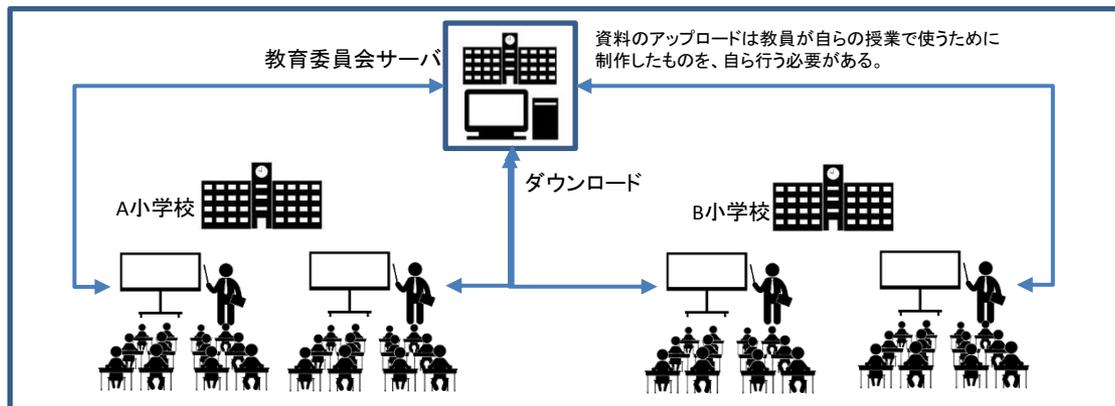
＜2018年度改正の著作権法により可能となる利用＞



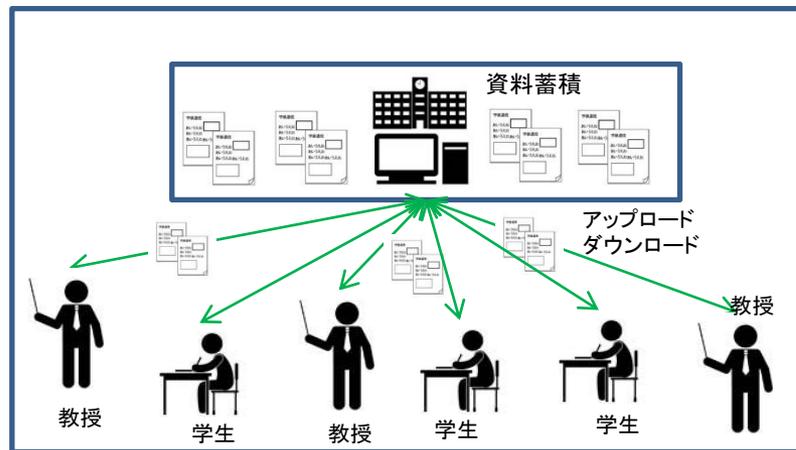
＜ポイント＞

- ①デジタル化は授業のために教員、学生、生徒等自らが行う必要がある
- ②サーバへのアップロードは、教員が自らの授業のために行う必要がある
- ③利用については、授業の単位(通常1年を限度)を越えて利用することはできない
- ④ただし、権利者の権利を不当に害さない範囲での利用が前提。
(権利者の権利を不当に害する要件は、「著作物の種別、利用範囲」と「利用規模」がある)

<望ましい利用方法>



<望ましい利用方法>



(含まれる内容)

- ・資料のデジタル化
- ・異時送信(蓄積)
- ・共有(複数授業間での同じ資料の利用)

教育フォーラム・ホームページ案

教育フォーラムについて、告知などを行うホームページの準備が整った。
内容については検討し、フォーラムの開始とともにオープン。

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

トップページ フォーラム概要 議事のポイント 協議会概要 お知らせ



今後日本が直面するであろうAIを基盤とした新しい経済構造の社会に対応するため、多方面にわたる変革が進められている。その中で最も重要な対応を必要とする分野のひとつが教育におけるICTの活用である。

2018年5月に公布された著作権法の改正は、このための重要なステップであり、改正法に基づく制度の運用のための環境整備が、早期に求められている。

また、法改正を契機として、改正法がカバーできる範囲にとどまらず、教育活動における著作物の利用をより円滑に行うことができるようになるための様々な環境の整備をあわせて行っていくことが望まれる。

ここで、権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組むこととした。

このフォーラムは、改正された著作権法の趣旨に基づき、教育において、より円滑に著作物を利用できる環境を、速やかに実現するための議論を行うことを目的とする。

フォーラム概要



議事のポイント



協議会概要



フォーラム開催日程表

本件に関する連絡先：教育著作権フォーラム事務局
(公益社団法人日本複製権センター内)
E-mail: edu_committee@jrrc.or.jp
TEL : 03-3401-2382

専用フォーラム3 著作権
法の解釈に関するガイドラインについて

専用フォーラム4 補償金
制度を補完するライセンス環境について

総合フォーラム

総合フォーラムは、権利者団体及び学校種ごとに各教育機関の設置者を代表する団体の関係者で、各団体の意見を集約したり、代表したりしていただくことのできる方を構成員とし、専門フォーラムからの意見を適宜検討して、フォーラムとしての議論のとりまとめを順次行う。

※2018年7月頃より、専門フォーラムでの検討状況を踏まえつつ、今年度中に三回程度を目途に開催することを想定



専門フォーラム

専門フォーラムは、権利者団体の関係者及び教育関係団体関係者のうち教育現場における著作物利用の実態や著作権制度について知見をお持ちの方を構成員とし、上記各テーマについて検討を行い、その結果を総合フォーラムに報告する。

※2018年7月頃より、月に一回程度の開催を想定
※専門フォーラムは適宜学校種毎に開催することも想定

(構成団体・構成員例)

権利者側

教育利用に関する著作権等管理協議会を構成する各権利者団体

利用者側